

総務財政委員会	
令和2年6月15・16日	
区民部	資料1番
所管	戸籍住民課

大田区手数料条例の一部改正について

1 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正に伴い、規定を整備するため改正する。

2 改正内容

デジタル手続法（※）の通知カード廃止に関する規定が令和2年5月25日に施行され、施行日以後、通知カードの再交付は行わないため、大田区手数料条例の通知カード再交付手数料にかかる定めを削除する。

※情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）

3 施行予定日

公布の日

<<<新旧対照表>>>

○大田区手数料条例

例規集P1238～

新				旧				
大田区手数料条例				大田区手数料条例				
昭和32年12月2日				昭和32年12月2日				
条例第24号				条例第24号				
第1条から第6条まで (略)				第1条から第6条まで (略)				
別表第1 (第2条関係)				別表第1 (第2条関係)				
項	事務	名称及び額 (1件につき)	徴収時期	項	事務	名称及び額 (1件につき)	徴収時期	
1	(略)			1	(略)			
2	(略)			2	(略)			
<u>2</u> <u>の</u> <u>2</u>	削除			<u>2</u> <u>の</u> <u>2</u>	<u>行政</u> <u>の</u> <u>手続に</u> <u>おける</u> <u>特定の</u> <u>個人を</u> <u>識別す</u> <u>るため</u> <u>の番号</u> <u>の利用</u> <u>等に関</u> <u>する法</u> <u>律の規</u> <u>定によ</u> <u>る通知</u> <u>カード</u> <u>及び個</u> <u>人番号</u>	<u>通知カードの</u> <u>再交付手数料</u>	<u>5</u> <u>0</u> <u>0</u> <u>円</u>	<u>再</u> <u>交</u> <u>付</u> <u>申</u> <u>請</u> <u>の</u> <u>と</u> <u>き</u>

新		旧	
		<p><u>カード</u> <u>並びに</u> <u>情報提</u> <u>供ネッ</u> <u>トワー</u> <u>クシス</u> <u>テムに</u> <u>よる特</u> <u>定個人</u> <u>情報の</u> <u>提供等</u> <u>に關す</u> <u>る省令</u> <u>(平成</u> <u>26年總</u> <u>務省令</u> <u>第85</u> <u>号。2</u> <u>の4の</u> <u>項にお</u> <u>いて</u> <u>「省</u> <u>令」と</u> <u>い</u> <u>う。)</u> <u>第11条</u> <u>第3項</u> <u>の規定</u> <u>に基づ</u> <u>く通知</u> <u>カード</u> <u>の再交</u> <u>付(追</u> <u>記欄の</u> <u>余白が</u></p>	

新					旧				
						なくな つたと きその 他やむ を得な い事由 による 再交付 として 区長が 認める 場合を 除 く。)			
2 の 3	(略)				2 の 3	(略)			
2 の 4	<u>行政手 続におけ る特定の 個人を識 別するた めの番号 の利用等 に関する 法律に規 定する個 人番号、個 人番号カ ード、特定 個人情報 の提供等 に関する 省令（平成 26年総務</u>	個人番号カ ードの再交付 手数料	8 0 0 円	再 交 付 申 請 又 は 再 交 付 の と き	2 の 4	<u>省令第 28条第1 項の規定 に基づく 個人番号 カードの 再交付</u>	個人番号カー ードの再交付手 数料	8 0 0 円	再 交 付 申 請 又 は 再 交 付 の と き

新				旧			
	省令第 85 号)第 28 条 第 1 項の 規定に基 づく個人 番号カー ドの再交 付						
以 下 (略)	以下 (略)			以 下 (略)	以下 (略)		
備考 規格は、日本産業規格とする。 別表第 2 (第 2 条関係) (略) 別表第 3 (第 2 条関係) (略) <u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>				備考 規格は、日本産業規格とする。 別表第 2 (第 2 条関係) (略) 別表第 3 (第 2 条関係) (略)			